



国 監 告 第 3 号

定 期 監 査 結 果 の 公 表 に つ い て

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年度
第2回定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和4年2月28日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 青 木 淳 子

令和3年度第2回定期監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに国立市監査委員条例第2条の規定に基づく定期監査

2. 監査の対象部局

都市整備部 下水道課

3. 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年12月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況

4. 監査の期間

令和4年1月14日（金）～令和4年2月21日（月）

5. 説明等聴取及び実査日

令和4年2月4日（金）及び2月7日（月）

6. 監査の主眼

- (1) 事務事業の執行に当たっては、能率的、効率的に行われ改善すべき点はないか。
- (2) 組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- (4) 社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- (5) 事務事業の実態が形骸化していないか。
- (6) 事務分掌、職員配置が適正であるか。
- (7) 予算の執行が適正であるか。
- (8) 財務事務が適正に処理されているか。
- (9) 業務が円滑に執行されているか。
- (10) 各契約事務が適正であるか。
- (11) 公印の使用・管理が適正であるか。
- (12) 個人情報の管理状況が適正であるか。
- (13) 前渡金の管理が適正であるか。
- (14) 郵券類の管理が適正であるか。
- (15) 備品・物品の管理が適正であるか。
- (16) 庁用車の運行・管理が適正であるか。また、ガソリン給油カードの管理が適

正であるか。

(17) 原材料の管理が適正であるか。

7. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、関係書類を審査し担当職員から説明を聴取して通常実施すべき監査手続きにより実施した。

8. 監査の結果

今回の監査は、下水道課を対象に、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況について実施した。

その結果、法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善及び検討を要する事項などが見受けられたことから、次のとおり要望事項として記すので対応されたい。

< 要 望 事 項 >

(1) 回議用紙の必要事項の取り扱いについて

委託契約の決裁等、回議用紙の記入欄である決裁日、施行日の未記入、文書番号の入っているものと入っていないもの、浄書、照合欄に押印がないものが見受けられた。

文書管理規程、文書事務の手引きに基づき、事務を執行されたい。

(2) 市有自動車台帳について

庁用車の市有自動車台帳に保険の加入状況が未記載であった。

保険の加入状況など必要な項目は、速やかに記入されたい。

(3) 備品管理について

備品の管理状況を点検した際、下水道課の保管場所が数か所あり、備品によっては、保管場所が二か所に分かれていて、保管状況が確認しづらいものがあった。

備品の在庫管理を円滑にできるよう、保管方法について検討されたい。

9. 監査対象部局の概要

(1) 職員配置状況

令和3年12月31日現在（単位：人）

課名	課長	主幹	課長 補佐	係長	主査	主任	主事	会計年度	会計年度	合計
								任用職員 1種	任用職員 2種	
下水道課	1		1	2	1		4	3	1	13

(2) 事務分掌

下水道課

業務係

- ① 下水道事業会計予算及び決算に関すること。
- ② 下水道事業受益者負担金に関すること。
- ③ 下水道使用料に関すること。
- ④ 下水道事業の状況報告及び統計調査に関すること。
- ⑤ 流域下水道事業に係る連絡調整に関すること。
- ⑥ 水洗化普及及び促進に関すること。
- ⑦ 排水設備の設計及び施工監督に関すること。
- ⑧ 指定下水道工事店に関すること。
- ⑨ 排水設備工事の確認申請及び検査に関すること。
- ⑩ 特定施設及び除害施設の設置に関すること。
- ⑪ 課内の庶務及び調整に関すること。

工務係

- ① 下水道事業の計画立案及び許可申請に関すること。
- ② 下水道工事の設計及び施工監督に関すること。
- ③ 下水道施設の維持管理に関すること。
- ④ 下水道台帳の整備及び保管に関すること。
- ⑤ 下水道に係る開発事業の指導に関すること。

以上